

第29号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表青年農業者等早期経営安定資金の項中「終了したもの」の次に「又は認定就農計画において当該研修を受けることを要しないとされたもの」を加え、同表医学生地域医療奨学金の項中「従事することを含む」を「従事した場合に限る」に改め、同表しまね医学生特別奨学金の項の次に次のように加える。

<p>緊急医師 確保対策 枠奨学金</p>	<p>県内の医療機関の医師の確保及び充実に図るため、島根大学医学部に在学する者のうち緊急医師確保対策枠推薦入学の制度により入学した者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p>	<p>1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。）に従事（特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する</p>	<p>債務の全部</p>
-------------------------------	---	--	--------------

		心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。	
		3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。